

[事案 2022-282] 特約遡及付加請求

・令和 6 年 1 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

一時払積増特約を遡及して付加することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 6 年 4 月に契約した個人年金保険について、令和元年 6 月に保険会社へ一時払積増特約の中途付加を申し出たところ、一時払積増特約は平成 17 年 3 月に販売停止されていることを理由に、中途付加できなかった。しかし、契約当時の約款およびパンフレットには、一時払積増特約を付加すれば年金を増額することができる旨記載されており、自分は契約当初から増額することを視野に入れていたことから、令和元年 6 月に遡って一時払積増特約を中途付加してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 保険会社は、将来の保険金支払のために支払能力を健全に保つ必要があるため、経済情勢等の変化により保険料率や保険商品の見直しを行っており、平成 17 年 3 月には低金利下で運用環境が厳しくなるなどの状況を踏まえ、一時払積増特約を含む一時払商品の販売を停止した。

(2) 当社は、一時払積増特約の販売停止について、金融庁の認可を取得している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、一時払積増特約を遡及して付加することは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。